

前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 改正の概要

前払式証票の規制等に関する法律第3条第3号及び同法施行令第5条第2号の規定に基づき、同法施行規則第4条において、国民健康保険組合等が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式証票について法の適用を除外しているが、今般、全国健康保険協会を新たに適用除外法人として追加する等規定の整備を行うものである。

(備考)

現在、健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業は、国を保険者とする政府管掌健康保険により運営されているが、平成18年に成立した改正健康保険法に基づき、平成20年10月1日以降は、全額政府出資の公法人として新たに設立される全国健康保険協会が当該健康保険事業を行う保険者となる。

2. 施行期日

平成20年10月1日から施行する。